

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区及び綾歌町打越池土地改良区が合併し、丸亀市綾歌町土地改良区は存続することについて、平成19年6月15日認可した。

なお、合併前の綾歌町打越池土地改良区は、合併により解散する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀